

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月1日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第6号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～57の2 略					1～57の2 略				
58 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第9条第1項	略			58 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第6条第1項	略		
	第9条第2項	略				第6条第2項	略		
(1) 略					(1) 略				
59～99 略					59～99 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。